

【335.4～470MHz】

350MHz帯マリンホン 【350MHz帯】

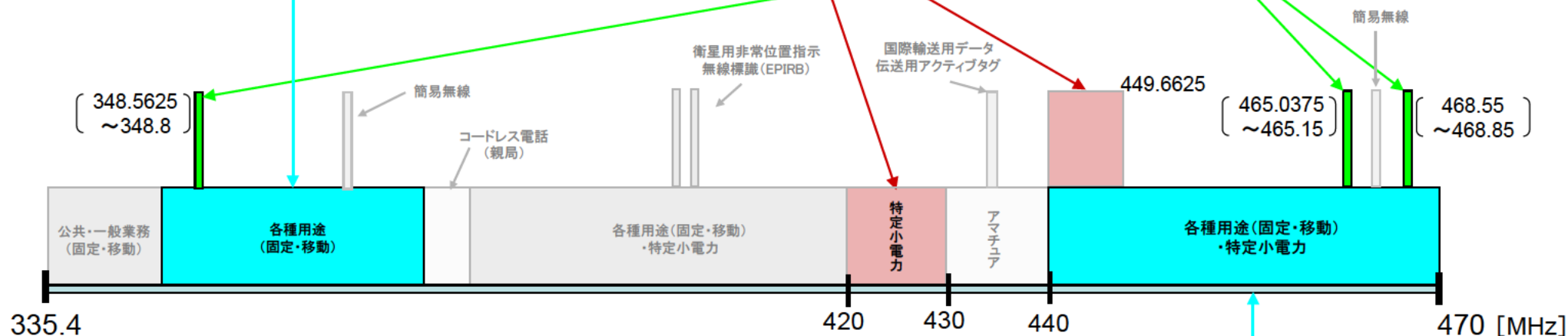
地域的な偏在や無線局数の減少傾向を踏まえ、平成34年までに他の無線システムによる代替等移行を図る。

400MHz帯医療用テレメーター 【400MHz帯】

400MHz帯医療用テレメーターについて、IEEE 802.15.6等の国際標準化動向を踏まえ、双方向通信化などの高度化に向けた技術的検討を行い、平成27年の実用化を目指して、平成26年度までに技術基準を策定する。

簡易無線 【350MHz帯、400MHz帯】

平成20年8月に技術的条件の整備を行ったデジタル方式の簡易無線の普及を進め、平成34年11月30日までにアナログ方式からの移行を図る。



市町村防災行政無線、都道府県防災行政無線 【400MHz帯】

機器の更新時期に合わせて260MHz帯への利用を推進するとともに、東日本大震災の復興状況などを踏まえ、周波数の使用期限の具体化について平成24年度中に結論を得るよう検討を進める。

【470～960MHz】

地上テレビジョン放送のデジタル化 【470～710MHz】

デジタル中継局のリパック(アナログ放送終了後のデジタルチャンネルの再編)に関しては、東日本大震災の影響を受けた岩手県及び宮城県を除き平成24年7月24日に終了したところである。岩手県及び宮城県については平成25年3月31日までにリパック終了を予定しているところ、引き続き、チャンネル再編に伴い必要となる送信機器等の整備費用及び受信対策費用に対して助成するとともに、円滑なチャンネル切替え方策等の検討を実施する。

特定ラジオマイク 【770～806MHz】

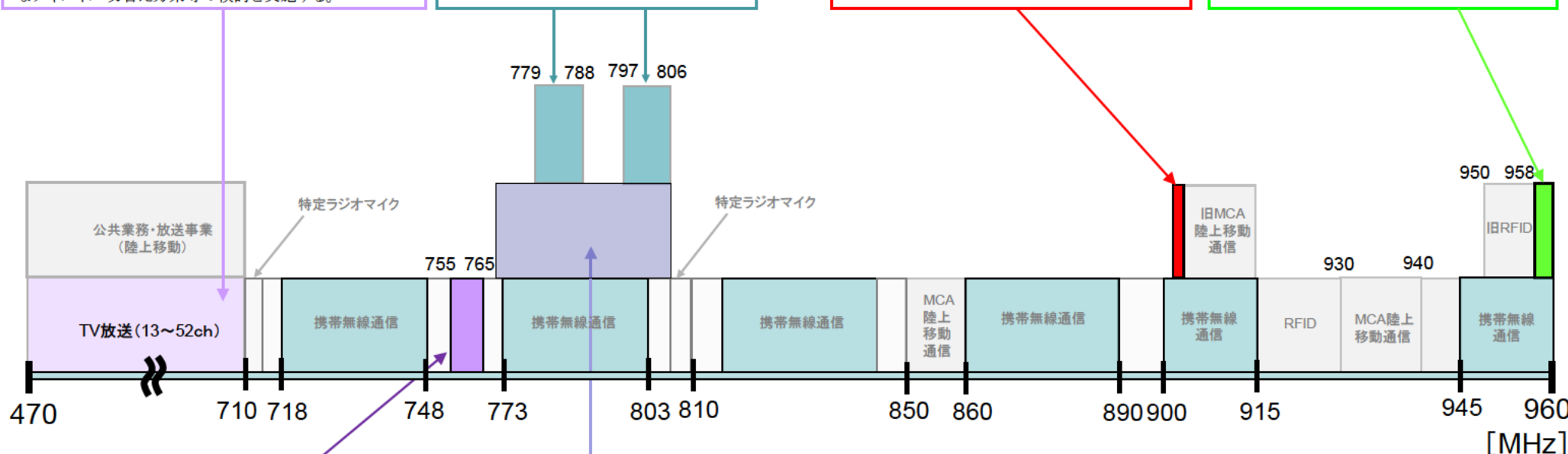
特定ラジオマイクの現行周波数帯の最終使用期限については平成31年3月31日までとされている。移行先の周波数帯を地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペース等及び1.2GHz帯として、ホワイトスペースにおける他の無線局との共用検討を行い、平成24年度中に結論を得て、周波数移行を進める。

パーソナル無線 【903～905MHz】

当該周波数帯に携帯無線通信システムを導入する予定であること、また、パーソナル無線(900MHz帯簡易無線局)の無線局数は減少しつつあり、代替システムとなる400MHz帯に登録局によるデジタル簡易無線局が制度整備されたことを踏まえ、パーソナル無線の最終使用期限を平成27年11月30日としていることから、引き続き、特定周波数終了対策業務を実施する。

950MHz帯音声STL/TTL 【958～960MHz】

900MHz帯携帯無線通信システムの本格的な導入が行われることを踏まえ、また、現行の利用状況や無線局の免許の有効期限を考慮し、平成27年11月末までに、Mバンド(6570～6870MHz)又はNバンド(7425～7750MHz)の周波数に移行する。ただし、Mバンド又はNバンドへの移行が困難な場合は、60MHz帯及び160MHz帯へ周波数の移行を図る。



ITS車車間・路車間通信システム【755～765MHz】

交差点等における交通事故を削減するための安全運転支援システムの実現に向け、車載器同士や車載器と路側機間で自車の位置や速度情報等を送受信する車車間通信・路車間通信の導入に必要な制度整備を実施した。平成25年4月以降の導入に向けて取り組む。

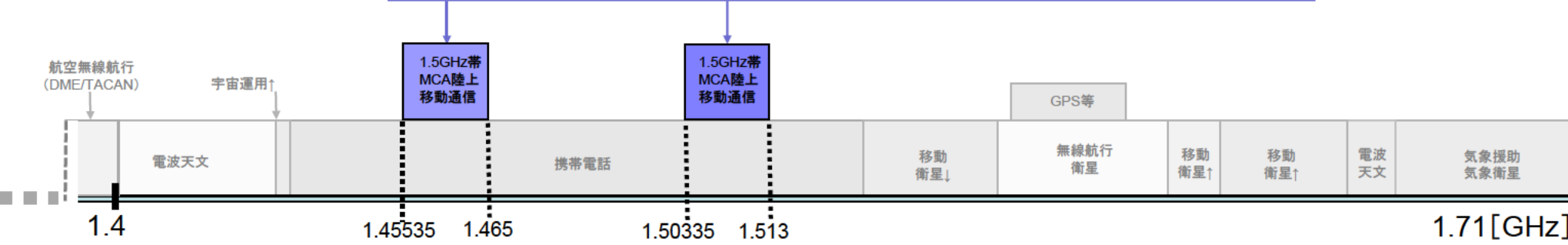
800MHz帯FPU【770～806MHz】

800MHz帯FPUの現行周波数帯の最終使用期限については平成31年3月31日までとされている。移行先である1.2GHz帯及び2.3GHz帯の既存無線局との共用検討を行い、平成24年度中に結論を得て、周波数移行を進める。

【960MHz～2.7GHz】

1.5GHz帯デジタルMCA陸上移動通信システム

- ① 1.5GHz帯への携帯無線通信システム(3.5世代高度化システム及び3.9世代システム)の導入に向けて、携帯無線通信システム用周波数を現行の25MHz幅×2から35MHz幅×2へ拡大できるよう、利用者が減少している1.5GHz帯デジタルMCA陸上移動通信システムを平成21年3月より可能な地域から停波してきたところである(最終的な使用期限は平成26年3月末)。
- ② 上記期限までに周波数の移行等が円滑に行えるよう、無線局の推移等を注視する。
- ③ さらに、この使用期限についても携帯無線通信システムの周波数需要や利用動向等を踏まえ、地域ごとに前倒しを検討する。



1.7GHz帯携帯無線通信システム

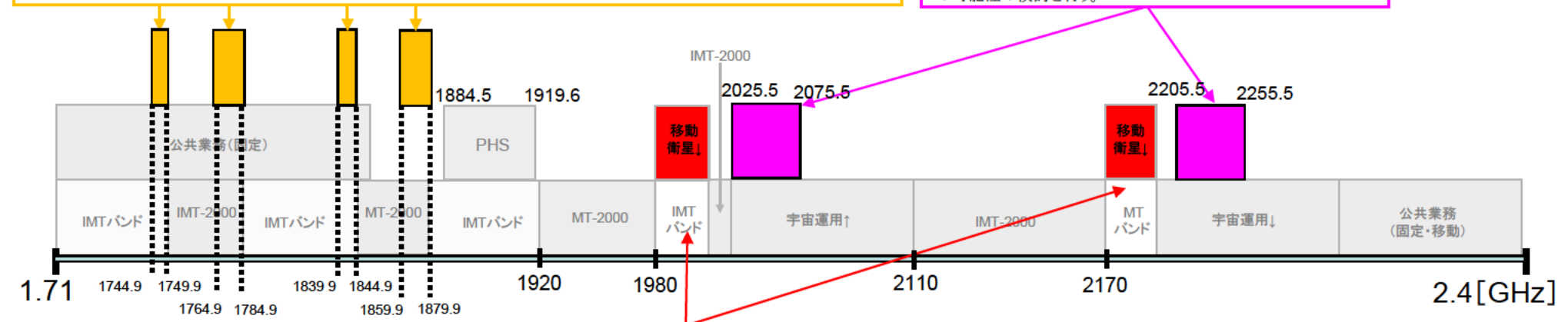
【1744.9～1749.9MHz／1839.9～1844.9MHz及び1764.9～1784.9MHz／1859.9～1879.9MHz】

周波数需要に対応するため、新たに10MHz幅(1744.9～1749.9MHz／1839.9～1844.9MHz)を確保できるよう平成24年中に制度整備を行う。また、現在、東名阪地域に限定されている周波数帯域(1764.9～1784.9MHz／1859.9～1879.9MHz)について、使用可能地域の拡大に向けて制度整備の検討を行う。

ルーラル加入者無線

【2025.5～2075.5MHz及び2205.5～2255.5MHz】

周波数有効利用を図る観点から、ルーラル加入者無線の使用周波数帯の縮減を図るとともに、新たな電波利用システムの導入の可能性の検討を行う。



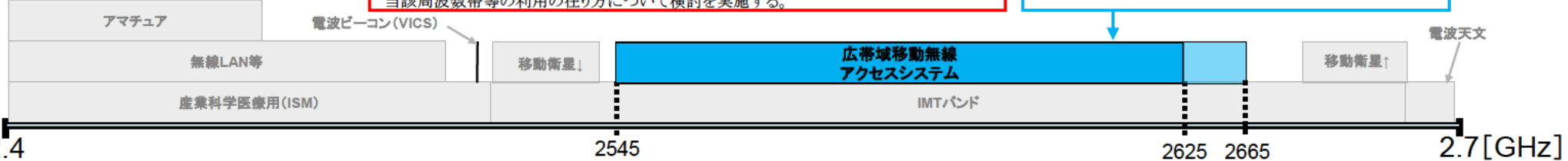
2GHz帯衛星通信システム【1980-2010MHz / 2170-2200MHz】

2GHz帯(1980-2010MHz/2170-2200MHz)において、地上携帯電話と衛星携帯電話で同一の周波数帯を利用可能とする周波数共用技術の研究開発を推進するとともに、研究開発動向、諸外国の動向、東日本大震災等を受けた新たな衛星通信ニーズ等を踏まえ、当該周波数帯等の利用の在り方について検討を実施する。

広帯域移動アクセスシステム(BWA)

【2545MHz～2625MHz】

BWAの更なる高度化及び周波数の拡大(2625～2655MHz)のための技術基準を平成24年中に策定する。



【2.7GHz～4.4GHz】

3.4GHz帯音声STL/TTL/TSL、3.4GHz帯音声FPU及び監視・制御回線

(音声STL/TTL/TSL)【3.4265～3.456GHz】

(音声FPU)【3.4045～3.4225GHz】

(監視・制御回線)【3.4～3.4045GHz及び3.4225～3.4265GHz】

平成19年のITU世界無線通信会議(WRC-07)において、3.4～3.6GHzがIMT(International Mobile Telecommunications)への利用に特定され、平成24年のITU無線通信総会(RA-12)において、第4世代移动通信システムの標準化が完了したところ。この円滑な導入を可能とするよう、
(i) 3.4GHz帯音声STL/TTL/TSL及び監視・制御回線については、Mバンド(6570～6870MHz)又はNバンド(7425～7750MHz)に
(ii) 3.4GHz帯音声FPUについては、Bバンド(5850～5925MHz)又はDバンド(6870～7125MHz)に
最長で平成34年11月30日までに周波数移行することとされているところ、平成27年度の第4世代移动通信システムの導入に向け、一定の地域から開始できるよう音声STL/TTL/TSL等の利用状況を踏まえ、移行期限の前倒しについて検討を行い、平成24年度中に結論を得る。



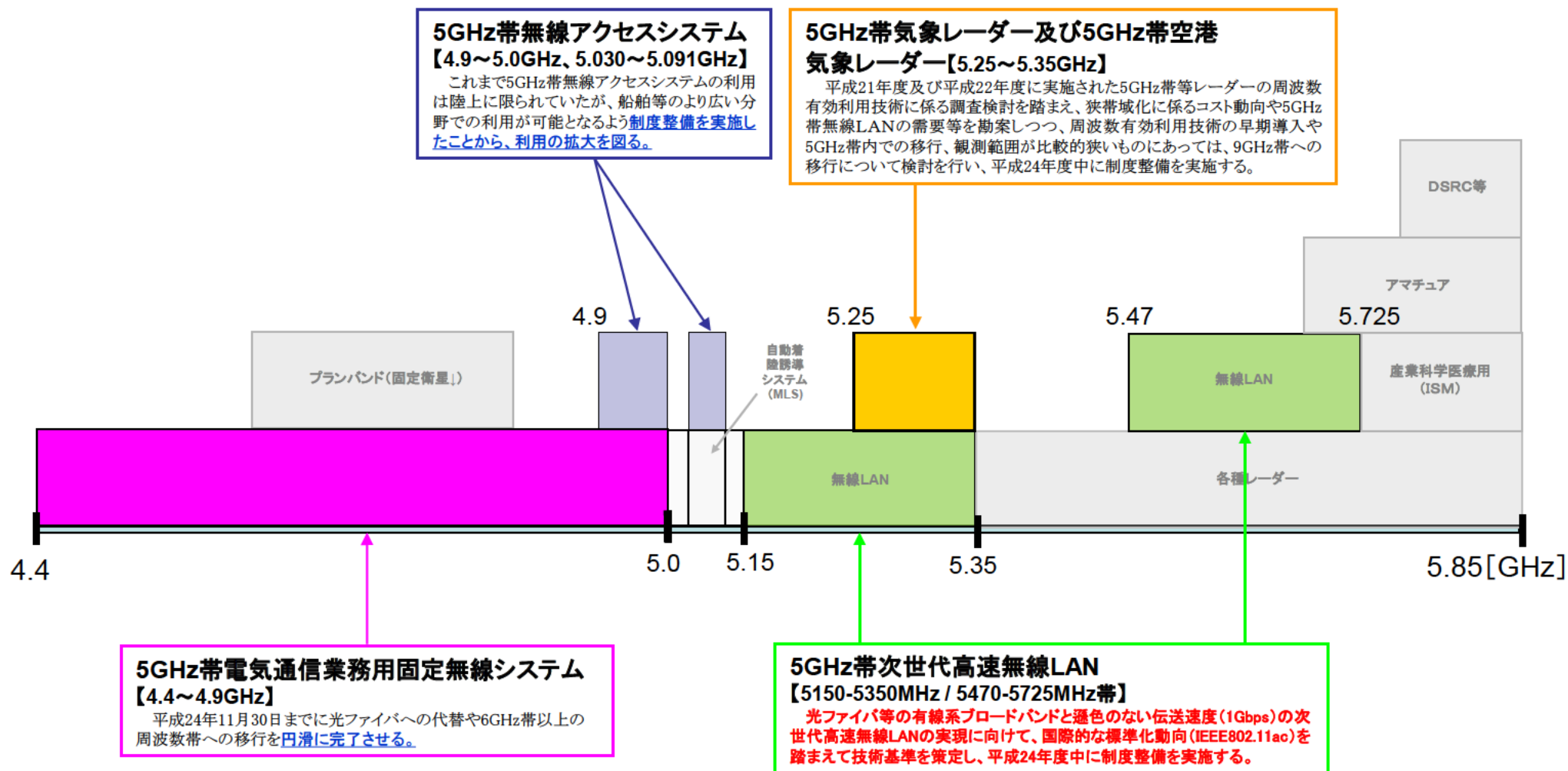
映像STL/TTL/TSL(Aバンド) 【3.456～3.6GHz】

映像STL/TTL/TSL(Aバンド(3456～3600MHz))については、平成24年11月30日までに他の放送事業用マイクロ波帯への移行を円滑に完了させる。

4GHz帯電気通信業務用固定無線システム 【3.6～4.2GHz】

平成24年11月30日までに光ファイバへの代替や6GHz帯以上の周波数帯への移行を円滑に完了させる。

【4.4～5.85GHz】



【5.85GHz超】

9GHz帯気象レーダー

【9.7～9.8GHz】

平成21年度及び平成22年度に実施された5GHz帯等レーダーの周波数有効利用技術に係る調査検討を踏まえ、観測範囲が比較的狭いものにあつては5GHz帯から9GHz帯への移行について検討を行い、平成24年度中に制度整備を実施する。

ミリ波帯列車、航空用無線システム

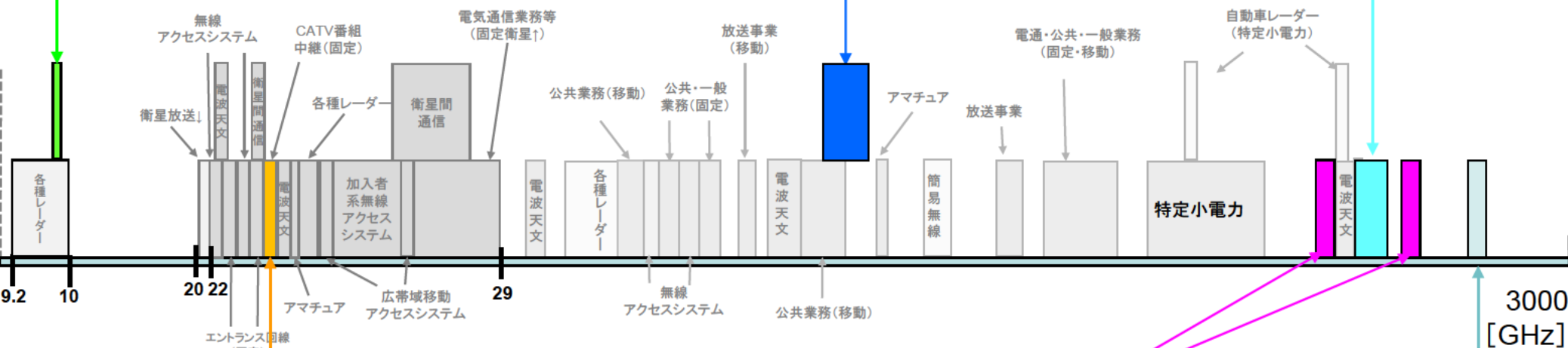
【40GHz帯】

列車、航空用無線の高度化、ブロードバンド化のための周波数帯としては、研究開発や利用動向を踏まえつつ40GHz帯を候補として技術的検討を進めており、その検討結果を踏まえ、平成25年度中に技術基準を策定する。

高分解能準ミリ波・ミリ波帯レーダーシステム

【79GHz帯】

79GHz帯を利用した新たな高分解能のレーダーシステムの技術的条件について平成24年4月に情報通信審議会から答申を受けた。これを踏まえて、平成24年中に同システムの早期導入に必要な制度整備を実施する。



23GHz帯無線伝送システム【23.2～23.6GHz】

有線での伝送が困難な地域におけるケーブルテレビの中継伝送に利用されている23GHz帯(23.2～23.6GHz)無線伝送システムについて、災害時における応急復旧等に柔軟に対応するため、固定局としての運用に加えて移動局(可搬システム)として運用できるように、平成24年中に制度整備を実施する。

80GHz帯高速無線伝送システム【71-76 / 81-86GHz帯】

80GHz帯の電波を利用し、特定の地点間においてギガビット級の伝送が可能で、光ケーブルの補間としての利用や圧縮を行わない高精細映像の伝送が可能な高速無線伝送システムについて、平成23年12月に制度整備を実施したことから、円滑な利用推進を図る。

120GHz帯超高精細映像伝送システム【116～134GHz】

平成22年度に実施された次世代放送システムのための周波数共用技術等に関する検討等の結果を踏まえ、120GHz帯を利用した超高精細映像を伝送可能なシステムの導入のため技術基準の策定などの制度整備に向けた検討を行う。